平成２２年（フ）第１８７９号
東京都小平市小川西町５丁目39番２―308号
債務者　居倉　正博
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８８０号
東京都小平市小川西町５丁目39番２―308号
債務者　居倉由美子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５７号
熊本県球磨郡あさぎり町上西3160番地53
債務者　柿口　久美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６４号
岩手県陸前高田市米崎町字和方３番地１
破産者　金野　文弘
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１０８７号
大阪府岸和田市上松町408番地の１市営住宅156号
破産者　堀川　弘治
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０８８号
大阪府岸和田市上松町408番地の１市営住宅156号
破産者　堀川須巳子
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０１９号
広島市安佐北区亀山南２丁目70番７号
破産者　高橋　哲郎
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４６号
広島市南区段原南１丁目１番１―501号
破産者　筒井　俊男
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５２１号
札幌市北区篠路３条５丁目３番17号
破産者　川松　憲可
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９１３号
札幌市北区新川西１条３丁目１番12号
破産者　庄谷内　伸
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２号
北海道室蘭市寿町２丁目10番11号
破産者　藤本　幸子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
北海道旭川市旭町２条７丁目25番地の136
ファミリーコーポ102号室
破産者　村上八重子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５０号
北海道旭川市末広東１条１丁目６番14号海洋荘Ａ―３
破産者　長内美代子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２０号
北海道旭川市４条通４丁目745番地の１　オリンピア四条喜三郎303号室
破産者　岩岡　　進
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２４号
北海道旭川市春光１条８丁目11番３号
破産者　白石はつ子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３９号
北海道旭川市東光12条４丁目３番31―2208号市住2208号
破産者　阿部　　孝
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３１号
盛岡市乙部31地割55番地１　法領田アパート３号館104号
破産者　芳田　奈美
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６０５号
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第８地割７番地１
破産者　廣田　弘司
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５１号
宮城県白石市南町２丁目７番17号
破産者　佐久間敏子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部